

令和4年度土佐町農業委員会組織委員会

1. 開催日時 令和4年4月1日 午前9時27分～午前10時42分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (10名)
川村耕貴・窪内一雄・近藤秀幸・式地数一・秦泉寺博隆・
西村園・藤尾建・細川盛次・宮元務・和田勇
4. 欠席委員 澤田順一・仁井田亮一郎・西村尚・西村美佐江・
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
その他の出席者 農地利用最適化推進委員 澤田清敏・高石娑治夫・和田廣信
6. 議事日程 議題1 会長・会長職務代理者の選任について
議題2 会員番号について
議題3 会議録署名委員の指名について
議題4 農地利用最適化推進委員の任命について
7. 会議の次第

事務局長：ただ今から農業委員改選後、初めての会となります土佐町農業委員会組織委員会を開催いたします。農業委員会事務局長の秋澤です。よろしくお願いいたします。

事務局 出島：書記を務めます出島です。よろしくお願いいたします。

事務局長：皆さんの任期については3年となっています。この4月から、令和7年3月31日までよろしくお願いいたします。通常農業委員会は会長が招集することになっていますが、本日は改選後の初めての会で会長が決まっておりませんので、土佐町農業委員会会議規則第2条により、町長からご案内をさせていただきました。

また、土佐町農業委員会会議規則第4条により、通常は会長が会の進行をしますが、会長が決まるまで私の方で進行をさせていただきます。それでは、初めての委員会ですので自己紹介を着席順にお願いします。

(着席順に自己紹介を行う)

事務局長：本日欠席されているのは、澤田順一委員、仁井田亮一郎委員、西村尚委員、西村美佐江委員の4名です。農業委員の中には必ず定数の半分以上の認定農業者を入れる必要がありますが、土佐町は認定農業者が少ないため、議会の同意を得て、4分の1以上とする特例を適用しています。近藤秀幸さん、澤田順一さん、秦泉寺博隆さん、西村尚さんの4名が認定農業者です。同じく利害関係を有しないいわゆる「中立委員」も一名以上含める必要があります。これは商工事業者などの農業に従事しない方のほか、自給的農家や、保全管理のみを行っている方などが該当し、川村耕貴さん、仁井田亮一郎さん、西村美佐江さんの3名が該当します。

事務局長：それでは、議題に入ります。議題1、会長と会長職務代理者の選任について審議願います。選任の方法はどういたしましょうか。どう決めても良く、農業委員会等に関する法律第5条により、委員の互選によって会長を決めることとなります。過去には新任の方は大変なので、新任委員以外で会長を選んだ経緯がありますが、前期のように新規を省くということであれば、継続委員が別室で協議をするということもできます。

細川委員：東部、西部、中部での輪番ではないのでしょうか。

事務局：選挙制の時代にはそういったことがあったかもしれませんが、今はそのようなことはしていません。

事務局長：では、継続委員の皆さんは別室、健康管理室を用意していますので、そちらの方へ移動をお願いします。会長と職務代理者を選出してください。その間暫時休憩致します。(9時40分)

事務局長：休憩前に引き続き会議を再開します。(10時00分)

別室で協議いただいた結果、会長は式地数一委員、職務代理者は秦泉寺博隆委員となりましたが、ご異議ございませんか。

他委員：異議なし

事務局長：では会長が決まりましたので、以後の進行を会長にお願いします。会長は前へお願いします。会長より一言挨拶をお願いします。

会長：改めまして皆さんこんにちは。皆さんの推薦を受けて、引き受けることになりました。皆さんからのご協力を得てなんとか努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

会長：それでは議事に戻ります。議題2、委員番号の決定についてですが、土佐町農業委員会会議規則第7条により議席はくじで定めます。会長及び会長職務代理者は慣例で1番2番となっております。1番2番はあらかじめ除いてあり、3番以降のくじとなっております。順番に引いてください。

(順にくじを引く)

会長：では、順番に引いたくじの番号を言ってください。

(各委員：番号を言う)

会長：欠席委員4名の番号はどなたかに代理でくじを引いてもらって番号を決めてよろしいでしょうか。

他委員：異議なし

会長：では私が順に欠席委員の番号のくじを引きます。澤田順一委員は13番、仁井田亮一郎委員は6番、西村尚委員9番、西村美佐江委員は12番です。

事務局長：以上のとおり委員番号が決定しました。次の会議からは番号順に座っていただきます。今回はこのまま続けます。

会長：それでは議題3、議事録署名人の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局長：議事録署名人について、説明します。農業委員会の中で協議したことは議事録にして、公開しなければなりません。議事録は事務局で作成しますが、最後に議長と2名の委員の署名が必要です。その順番について、どうするか検討していただきたいです。前期は若い委員番号から2名ずつ指名し、欠席の場合は飛ばしておき、次の指名で戻っておりました。

会長：議事録署名人の指名について、ご意見ご質問はありませんか。

会長：ないようでしたら、事務局案のとおり指名することに賛成の方の挙手をお願いします。

会長：全員挙手により議事録署名人は若い番号順に2名ずつを指名することにします。

会長：それでは本日の会議録署名委員を指名致します。2番秦泉寺博隆委員、3番藤尾建委員を指名致します。次回の総会時に、今回の議事録に署名をしてください。続いて事務局よりお願いします。

事務局長：4つ目の議事の前に、総会の日程について協議をお願いします。これまで農業委員会総会は毎月28日、28日が土日の場合は手前の平日の午前9時より開催していました。なお、11月23日は産業文化祭の開催日で、町勢功労者表彰式があり、農業委員さんへも出席の案内がありますので、11月は23日に開催しておりましたが、最近はコロナの影響により案内がありません。審議案件がない場合は開催しない月もあります。今期これから3年間の開催時期・時間帯について申し合わせをしたいと思います。また県の農業会議の常設審議会の審議委員が土長吾川で輪番制です。その際は、午前に町の総会、午後に県の審議会と1日で日程が消化できるように、負担を減らすなどを検討する必要がありますが、次、土佐町があたるのが、令和10年6月からの2年間の予定のため、今期は特に考慮する必要はありません。前期と同じ形でやるならば、月28日で固定をすることとなります。

会長：事務局の提案にご意見、ご質問がありませんか。

会長：ないようでしたら、前期の通り、28日開催、土日の場合は、手前の平日9時開催ということに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、28日開催、土日の場合は手前の平日9時開催とします。

事務局：資料に配布している案の通りとなりますので、予定をしておいてください。基本的に総会は毎月開催されます。ただし案件がなければ開催しないこともあります。総会を開催するときは開催通知を、15日を目途に郵送します。申請がなくて開催しない月には開催通知は送しません。心配なときは、事務局へ電話確認をお願いします。会の成立には過半数、8名以上の委員の出席が必要です。会の不成立を防ぐため、欠席の際は必ず事務局に連絡をお願いします。以上です。

会長：続いて、議題4、農地利用最適化推進委員の任命について、事務局から説明してください。

事務局：農地利用最適化推進委員は農業委員さんと同じく、令和3年11月1日から11月30日まで募集しました。定員の4名に対し、旧村単位ごとに旧田井村1名、旧森村2名、旧地蔵寺村1名の計4名の推薦がありました。資料5ページの候補者名簿をご覧ください。業務については、4ページに記載しております。農業委員さんと協力して農地利用の集積に係る業務、利用権設定の場合の現地確認等、研修会への参加、農地利用状況調査、農家からの相談対応等です。農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱しますので、候補者について委嘱するかどうかを審議願います。

会長：この件について、質問ありませんか。

委員：なし。

会長：質疑がないようですので、委嘱について一人ずつ諮ります。一人目、旧田井村で和田真司さんを農地利用最適推進委員に委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会長：二人目、旧森村で澤田清敏さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会長：三人目、旧森村で和田廣信さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会長：四人目、旧地蔵寺村で高石染治夫さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会長：以上候補者4名を農地利用最適化推進委員に委嘱します。事務局お願いします。

事務局：4名中3名の方に本日集まっていたいただいておりますので、中に入ってください。

(会議室に入ってもらい、自己紹介。)

和田真司さんは所要のため欠席です。

農地利用最適化推進委員さんには農地利用の集積に係る業務、利用権設定の場合の現地確認、研修会への参加、農地利状況調査への協力、農家からの相談対応等を行っていただきますので、よろしくをお願いします。農業委員、農地利用最適化推進員ともに、非常勤の特別職の地方公務員です。職務上知りえたことについて守秘義務がありますので、ご注意ください。

会長：事務局より次の件について、お願いします。

事務局：仁井田委員より、伊勢川の炭化燃料事業について、事業者からの事業説明を受けたいとの提案が事務局にありました。事業説明に来てもらうかどうかお諮りする前に、現状について、簡単に事務局から説明いたします。場所は田井、伊勢川線を伊勢川に向かって上がった先、三立に下りる線と、伊勢川線の間には挟まれた農地について、本山町で建築している、バイオマス発電事業を行う事業者が、バイオマス発電に必要な炭化燃料を作るための工場用地に転用したいとの相談がっており、現在、その農地について農振農用地からの除外について県と協議を行っているところです。早ければ、来月にも5条申請がある見込みです。5条申請は最終の許可は県知事から出ることとなりますが、町農業委員会の意見を付けて県に提出することとなりますので、十分に

事業について知る必要があります。そこで、事業者に来月の総会に来ていただいて、事業の説明を受け、わからないことは質問したい、ということで提案があったものです。実際来ていただくか、インターネット上での出席にするかは状況に応じて、対応します。

会長：今の事務局の説明について、何か質問がありませんか。

川村委員：その工場用地はどのぐらいの広さですか。

事務局：現在の事業計画では農地が 4000 m²程度、森林部分も合わせると 1 万 m²を少し切る程度の面積です。農業委員会はそのうち、農地に係る部分についての転用を審議することになります。仁井田委員は稼働時間や騒音、地元への説明状況などを直接聞きたいということで聞いています。県外から来られますので、コロナ感染状況によって出席していただくかオンラインで出席していただくかはその時に事務局で判断します。

川村委員：木については、が納めると聞いていますが、そういうことは聞いていませんか。

事務局：材料をどうするということは聞いておりません。そういうことも含めて直接質問をしていただければと思います。

細川委員：最初聞きましたが、それを聞いて私から説明できるような内容ではないので、できれば直接来ていただいて話をきければいいと思います。

会長：ないようでしたら、4 月 28 日の総会に、事業者に出席していただくことについて賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員賛成により、次回総会に事業者に出席を求めます。

会長：事務局からその他についてありますか。

事務局：資料の 3 枚目に委員名簿に受け持ち担当地区をいれています。この受け持ち地区についてご確認をお願いしたいです。

会長：この件について何かご意見、ご質問はありませんか。

川村委員：下川には人が住んでいないのではないのですか。

事務局：そうですね。非農地証明が主な仕事になると思います。

会長：他にご意見ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようでしたら、事務局の案の通りの受け持ち担当地区となりますので、3 年間皆さんよろしくをお願いします。

会長：事務連絡を事務局からお願いします。

事務局長：ここで農地利用最適化交付金について説明させていただきます。例えば、担い手への農地の集積や遊休農地の発生の防止をしたときに、実績に合わせて該当委員に交付金が支払えます。この交付金は事前に意思表示が必要です。では、なぜ前期はやっていなかったのかということ、成果により報酬が払われる交付金なので、なかなか山間部で実績をあげてもらうのが難しいのと、受け持ち地区により温度差があり、担い手への農地の集積が難しいという判断でした。今年度は取り組んでいくようであれば、県へ交付金の申請をします。結果に応じ、国費 100 パーセントの交付金です。

事務局長：内容を理解してもらったうえで申請しないのならかまいません。こういう交付金があるという情報提供をしたかったということでもあります。交付金について今年度は見送るということがかまわないでしょうか。

事務局：簡単に言うと、やる気のある農業委員会に国からお金がもらえる制度です。何をするかというと農地の整理や、荒れた農地を農業委員で耕して復活させた、というプラスアルファの取り組みについてやっただけもらえるような制度です。町からの報酬は定額ですので、これに上乗せして支払うことになります。

和田博信推進員：地域での耕作放棄地復活の活動にも活用できますか。

事務局：農業委員会でマッチングや、直接耕起することであれば対象になります。

事務局長：年度年度で申請をすることができますので、今年度は様子を見て、来年度再度検討することもできます。

高石推進委員：地蔵寺は高齢化が進んでいます。このままいくと耕作放棄地はますます拡大し、鳥獣害もますます増えます。予算化をして少しでも耕作放棄地の拡大を止めるということに取り組むべきだと思います。報酬も20年以上据え置きです。この辺りも農業委員の任期中に報酬をあげてもらふことも考えたらいいと思う。地蔵寺では耕作放棄地に牛を放牧しようとしています。地蔵寺地区では牛がどんどん減っています。家までイノシシが来るようになってきました。僕は取り組んだらいいと思います。

藤尾委員：いわれることはよくわかります。農業委員会でどう対策するか。ということですよ。ただ、僕たちにはほかに仕事があります。どこまでできるかは冷静に考えることが必要だと思います。

高石推進委員：農地法だけではなく、現状の把握をしていってほしいということです。農業委員には耕作者として農地を守っていくことを先頭に立って考えてほしい。

藤尾委員：農業委員は農地法の許可を出すことが大きな業務で、それはそういう目線を持ってほしいということです。

高石推進委員：農業委員として何をすべきか、を常に考えてほしいということです。

事務局長：そうですね。知識は活動の中で深めていただいて、今年度はこのままで来年度に交付金の申請は再度検討するというところでよろしいでしょうか。

高石推進委員：先送りできる状態ではありません。

川村委員：農業委員にそういう活動を求めているのですかね。多面的や中山間などの制度を使って地域で守っていくような方向だと思っています。

事務局：昨年、田井のうどん屋さんの奥、川に向かって一帯に農地が広がっていますが、その地主さんたちが作れなくなって久しいので、約2haの農地を次の作り手に中間管理機構という組織を通じて貸す段取りをしたことがあります。これは去年申請しておれば、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動として交付金の対象になったのではないかと、いうところですが、実際農業委員さんや、農地最適化推進委員さんがどれぐらい動いたかということを実績で出そうとするとちょっと難しいと思います。実際は地域の方と事務局が動いたという感じです。そこを本来は農地利用最適化推進委員さんに動いていただけるように事務局が誘導すべきところですが、現状では事務局がそこまで成熟できていない、申し訳ないところでもあります。

会長：決めておく必要がありますので、賛成か反対かの決を採ってもよろしいですか。

委員：異議なし。

会長：申請しない方の挙手を求めます。

会長：挙手多数につき、最適化推進交付金については申請しないとします。

事務局長：事務局が活動内容を見ていくうちに申請できるような活動が出てきたと判断したときにはまた提案させていただきたいと思います。

事務局：事務連絡を行います。本年度の農業委員活動記録簿を配布してありますので、ご記入をお願い致します。農業委員会総会や研修、相談業務について記入をお願いします。今まで年度末に提出をお願いしておりましたが、今期からは年2回にわけて提出をお願いします。9月末と3月末にそれぞれ前期と後期分について提出をお願いします。また、全国的に農業委員の動きがわかりづらいという声が上がっております。例えば、近所の農業者と立ち話をして、後継者が近々帰ってくるのが分かった、帰ってこないことが分かった、ということについても、後継者の調査となりますので、もれなく記録をつけてください。また農業用水を見回ったなどについても、農業委員の立派な活動となりますので、記録をお願いします。些細なことでも記録を取ってください。

川村委員：水利組合の役員や多面組織の役員をしておりますが、そんな会に出席することがあります

が、その際の仕分けはどうなりますか。

事務局：どんなことでも書いておいてください。該当しない場合は後から外すことはできますが、記録がないと該当するかしないかの判断すらできません。

藤尾委員：チェックするのか、丸を付けるのか、そのような形での記載でいいですか。

事務局：かまいません。つけやすい形で書いておいてください。誰からの相談や、どこの地域での話とかいうのは、右端の備考欄にメモをしておいてください。ただし、活動記録についての県の説明会が4月6日にあり、事務局が出席します。大きく記録の仕方が変わるなどがありましたら、次回の総会で内容をお伝えします。

次に、マイナンバーの登録についてお知らせします。すでに役場に登録がある方は必要ありません。提出をしていただく必要のある皆さんには、辞令のファイルの中に報酬・料金等支払いに係る特定個人情報登録申請書を入れています。報酬の支払報告の際に、マイナンバーの提出をお願いするものです。登録の際は、マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーを確認できるものを、担当職員が確認する必要がありますので、4月28日の総会の際に、申請書とマイナンバーカード、もしくは通知カードを一緒に持ってきてください。

次に報酬支払口座の登録についてお知らせします。報酬振込の際には口座の登録が必要ですので、ご本人名義の通帳のコピーの提出をお願いします。再任委員はいりません。報酬は毎年9月30日と3月31日に半期分を指定の口座に振り込みます。費用弁償については、9月末、3月末までを集計して振り込みますので、報酬から少し遅れて振り込みます。費用弁償は片道4キロを超える方のみが対象となります。次回一覧を回覧しますので、自宅の最寄りのバス停に間違いがないか確認をしてサインをしてください。

農業委員手帳を新任の委員にはお配りしています。4月の総会で写真入りの身分証明書を配布しますので、身分証明書を挟んで携帯をお願いします。記録に使ってください。

会議終了後に、町の広報掲載用の写真を一人ずつ撮影しますのでご協力ください。

事務局長：農畜林振興課の職員が傍聴することについてのお願いです。農業委員会職員数は土佐町職員定数条例によって、2名と定められており、1人が職務を解かれることで1名が新任され、職務の引継ぎが大きな課題となっております。そこで、今期は都合がつくときに農畜林振興課職員が傍聴に入り、引継ぎがスムーズに行えるようにしていきます。傍聴ですので、発言はできません。邪魔にならないようにしますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

事務局：四月の総会は28日木曜日9時より開催します。今回と開始時刻が違いますので、ご注意ください。開催通知は15日を目途に発送します。今のところ開催の見込みです。

会長：では本日の会議を閉じます。ありがとうございました。(10:42)

土佐町農業委員会長 式地 敏一

議事録署名委員 藤尾 建

議事録署名委員 森島 博隆